

## 公 告

福井市上野町、串野町、小野町、佐野町、浄土寺町、砂子坂町、西中野町、布施田町、水切町の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする農業用用排水施設事業を県営土地改良事業布施田排水地区として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の3第4項において準用する第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、第85条の3第4項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、第85条第7項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間および場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

令和7年9月24日

九頭竜川  
左岸用水土地改良区  
理事長 山内行雄

### 記

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業計画概要書の写し

#### 2 縦覧の期間

令和7年9月24日から

令和7年10月24日まで

#### 3 縦覧の場所

福井市農村整備課

福井市農村整備課ホームページ

#### 4 意見書の提出方法等について

##### （1）意見書の提出先

①郵便 郵便番号〒910-3142 福井県福井市波寄町27-101

県営土地改良事業申請土地改良区

九頭竜川左岸用水土地改良区 理事長 山内行雄

②ファクシミリ 0776-83-1413

③電子メール k-saganyousui@sky.plala.or.jp

##### （2）意見書の提出期限

令和7年10月24日

##### （3）意見書の提出上の注意

①意見書の提出の方法は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。

②意見書は公表する場合があるとともに、提出された意見に対して個別に回答は致しませんので、あらかじめご了承下さい。

③意見書には、個人にあっては住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人にあっては法人名・所在地を記載してください。これらは発表させていただくことがあります。

④電話での意見はお受けできません。

※注 4の（1）の②及び③は可能な限り活用する。